

議案第49号 訴えの提起について

収入印紙

10,000 円

訴 状

平成29年 月 日

徳島地方裁判所 御中

原告指定代理人 芳賀 真

同 船越 達也

同 橋本 ますみ

同 藤本 裕之

同 泉 由美子

同 森 博史

同 津川 慎一郎

同 中村 健人

(送達場所)

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 濱田 保徳

電話 0885-32-2123

FAX 0885-33-3253

〒773-

徳島県小松島市

被告 A

貸金返還請求事件

訴訟物の価額 金901,184円

貼用印紙額 金10,000円

第1 請求の趣旨

1 被告は、原告に対し、金947,899円及びうち元金25,252円に対する平成19年2月1日から、元金25,326円に対する平成19年3月1日から、元金25,400円に対する平成19年4月1日から、元金25,474円に対する平成19年5月1日から、元金25,548円に対する平成19年6月1日から、元金25,622円に対する平成19年7月1日から、元金25,697円に対する平成19年8月1日から、元金25,772円に対する平成19年9月1日から、元金25,847円に対する平成19年10月1日から、元金25,923円に対する平成19年11月1日から、元金25,998円に対する平成19年12月1日から、元金26,074円に対する平成20年1月1日から、元金26,150円に対する平成20年2月1日から、元金26,226円に対する平成20年3月1日から、元金26,303円に対する平成20年4月1日から、元金26,380円に対する平成20年5月1日から、元金26,457円に対する平成20年6月1日から、元金26,534円に

対する平成20年7月1日から、元金26,611円に対する平成20年8月1日から、元金26,689円に対する平成20年9月1日から、元金26,767円に対する平成20年10月1日から、元金26,845円に対する平成20年11月1日から、元金26,923円に対する平成20年12月1日から、元金27,002円に対する平成21年1月1日から、元金27,080円に対する平成21年2月1日から、元金27,159円に対する平成21年3月1日から、元金27,238円に対する平成21年4月1日から、元金27,318円に対する平成21年5月1日から、元金27,398円に対する平成21年6月1日から、元金27,478円に対する平成21年7月1日から、元金27,558円に対する平成21年8月1日から、元金27,638円に対する平成21年9月1日から、元金27,719円に対する平成21年10月1日から、元金27,778円に対する平成21年10月31日から、それぞれ支払い済みまで100円につき1日3銭の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 原告は、訴外亡債務者A（以下「債務者」という。）に対し、次の約定で住宅改修資金を貸し付け、被告は連帯して債務を負った。（甲1号証）

(1)貸付金額 3,900,000円

(2)貸付日 平成6年10月3日

(3)利率 年3.5パーセント

(4)償還方法 元利均等償還により、平成6年11月30日を初回とし、以後平成21年10月30日まで毎月末金27,880円ずつ、180回に分割して償還する。ただし、最終回の償還金は27,859円とする。

(5)違約金 償還期日の翌日から支払いまでの日数に応じ100円につき1日3銭の割合。

2 債務者は、平成8年9月17日までに金641,240円を支払い、残元金が3,507,942円、未払いの利息869,197円となった。（甲2号証）

3 債務者及び被告を含む連帯保証人は、平成8年10月分から最終回（平成21年10月30日）までの償還金の支払いを怠った。

- 4 被告は、平成 29 年 1 月 11 日時効を援用し、平成 29 年 1 月 12 日意思表示が到達したため（甲 3 号証）、2 のうち元金 2,606,758 円、未払いの利息 822,482 円の貸付金返還請求権が消滅し、残元金が 901,184 円、未払いの利息が 46,715 円となった。（甲 4 号証）
- 5 原告は、被告に対し、前項について、平成 29 年 1 月 23 日付け内容証明郵便（甲 5 号証）により裁判外の請求を行い、平成 29 年 1 月 26 日被告に到達した。（甲 6 号証）
- 6 貸金の残額（甲 7 号証）
- (1)元金 901,184 円
 - (2)利息 46,715 円
 - (3)違約金 平成 19 年 2 月 1 日以降未払いの各償還期日の翌日以後、それぞれ支払済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員
- 7 よって、原告は、被告に対し、本契約に基づき、請求の趣旨記載の支払を求める。

証拠方法

- 1 甲 1 号証 住宅新築資金等貸借契約書
- 2 甲 2 号証 計算書
- 3 甲 3 号証 内容証明郵便
- 4 甲 4 号証 計算書
- 5 甲 5 号証 内容証明郵便
- 6 甲 6 号証 郵便物等配達証明書
- 7 甲 7 号証 計算書

付属書類

- 1 訴状副本 1 通
- 2 甲号証（写し） 各 2 通
- 3 証拠説明書副本 1 通
- 4 代理人指定書 1 通